

## 柏崎市 福祉用具購入費申請の手引き

### 1. 介護保険制度における福祉用具購入の基本的な考え方

介護保険の福祉用具は、要介護者等の日常生活の便宜を図るための用具及び要介護者等の機能訓練のための用具であって、利用者がその居宅において自立した日常生活を営むことができるよう助けるものについて、保険給付の対象としています。

(厚生労働省ホームページ ホーム > 政策について > 分野別の政策一覧 > 福祉・介護 > 介護・高齢者福祉 > 福祉用具・住宅改修の 1 介護保険における福祉用具、住宅改修 から抜粋)

福祉用具は、対象者の身体の状況、介護の必要度の変化等に応じて用具の交換ができる等の考え方から、原則は貸与することになっています。ただし、他人が使用したものを再利用することに心理的抵抗感が伴うもの、使用によってもとの形態・品質が変化し、再度利用できないといった貸与になじまないもの、貸与と購入選択制の対象となるもののうち、購入を選択したものは、購入対象となります。

### 2. 支給対象者

次の要件を全て満たしていること

- ・要支援1、2又は要介護1～5の認定を受けている柏崎市の被保険者であること
- ・購入品目が介護保険の福祉用具購入の給付対象となる種目であること
- ・指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者から購入していること
- ・対象となる被保険者の心身状態から日常生活の自立を助けるために必要と認められること
- ・対象となる被保険者が在宅で生活していること

※福祉用具の購入は、自宅（住民票上の住所）での利用を前提としています。病院に入院中、介護保険施設入所中、自宅以外で使用する場合は原則として支給対象外です。

### 3. 福祉用具購入の給付対象種目

① 腰掛便座	⑥ 排泄予測支援機器
② 自動排泄処理装置の交換可能部品	⑦ スロープ
③ 入浴補助用具	⑧ 歩行器（歩行車を除く）
④ 簡易浴槽	⑨ 単点杖（松葉づえを除く）
⑤ 移動用リフトのつり具の部分	⑩ 多点杖

※⑦～⑩は令和6年4月1日以降、購入を選択した場合に対象となります。

### 4. 支給限度基準額

- ・介護度にかかわらず、1年間（4月1日から翌年3月31日まで）10万円までです。
- ・何回かに分けて福祉用具を購入した場合でも、10万円までは対象になります。ただし、同一種目のものについては、原則として対象になりません。
- ・福祉用具購入費用のうち10万円までの7～9割が介護保険から支給されます。

(例) 1割負担の場合

購入費用	福祉用具購入費支給額	自己負担分
10万円	9万円	1万円
12万円	9万円	3万円

### 5. 支払い方法

福祉用具購入費の支給申請は、①償還払い②受領委任払いのいずれかを選択して利用することができます。

① 償還払い…福祉用具購入時に購入費用の全額を支払った後、自己負担分（1～3割分）を除く7～9割分を市から被保険者（支給申請書の指定口座）に支給します。

② 受領委任払い…受領委任払いを利用できる要件に該当する被保険者が、受領委任払い登録事業者に依頼し、被保険者はその事業者へ給付費の受領を委任します。この場合、被保険者は福祉用具の購入時に自己負担分（1～3割、支給限度額を超える場合は、超えた金額も含む）を当該事業者へ支払います。当該事業者は、保険給付分（7～9割分）を市から支給されます。

※受領委任払制度を利用できるのは、(1)～(3)のいずれにも該当しない被保険者です。

(1)～(3)のいずれか1つでも該当する場合は、償還払いによる支給申請になります。

(1) 介護保険の被保険者証に支払方法変更の記載、保険給付差止の記載及び給付減額等の記載がある（給付制限欄に記載がある）

(2) 介護認定を新規申請中、区分変更及び更新申請中で認定結果がでていない

(3) 病院に入院中又は介護保険施設に入所中である

### 6. 福祉用具購入の流れ

相談
----

被保険者（申請者）が福祉用具の購入についてケアマネジャー等に相談します。

相談を受けたケアマネジャー等は、専門職の立場から、福祉用具の必要性についてアセスメントし、適切な選択を支援します。

◎ 購入しようとしている福祉用具が福祉用具購入の給付対象か確認したい場合

柏崎市では、公益財団法人テクノエイド協会の判断により介護保険の福祉用具購入対象となっているものを保険給付の対象としています。公益財団法人テクノエイド協会が公開している「福祉用具情報システム（T A I S）」で該当用具を検索してください。福祉用具によっては支給対象にならない場合もありますので、必要に応じて購入前に介護高齢課に相談してください。その際は、給付対象となるか確認したい福祉用具のパンフレット等（商品名、品番（型番）等）が記載されている、商品を持定できるものを提出してください。回答に日数を要する場合がありますので、時間に余裕をもって相談してください。

◎ 事前相談を必要とする購入品目

令和8（2026）年4月1日以降に下記の品目を購入する場合は、購入前の事前相談が必要となります。

種目 <sup>□</sup>	品目 <sup>□</sup>	付加機能等 <sup>□</sup>
入浴補助用具 <sup>□</sup>	浴室すのこ <sup>□</sup>	- <sup>□</sup>
腰掛便座 <sup>□</sup>	ポータブルトイレ <sup>□</sup>	暖房機能、自動ラップ機能、洗淨機能、脱臭機能等の付加機能付きの製品及び家具調の製品 <sup>□</sup>
	補高便座 <sup>□</sup>	暖房機能、洗淨機能、脱臭機能等付加機能付きの製品 <sup>□</sup>

※事前相談において必要な書類等

- ① 介護保険居宅（介護予防）福祉用具購入費支給申請書（購入日、署名、押印、口座情報の記入は不要）
- ② 福祉用具サービス計画書
- ③ 製品カタログ
- ④ 設置予定図（※浴室すのこの場合）



**購入**

指定特定（介護予防）福祉用具販売事業者から必要な福祉用具を購入します。



**支給申請**

被保険者（申請者）又は代理人が介護高齢課に申請書一式を提出します。

① 申請書

◎ 「特定（介護予防）福祉用具が必要な理由」欄の記入内容について

- ◆ 被保険者本人の身体状況や生活動作の困難な点にふれたうえで、購入した用具の選定理由や効果について購入品目ごとに記入してください。
- ◆ 令和6年4月より貸与と販売の選択制が導入されました。選択制の対象となる福祉用具はスロープ、歩行器及び歩行補助つえです。
  - 選択制の対象となる福祉用具を購入する場合は次の内容を記載してください。
    - 「医学的所見の取得」に関する記載（書類の提出は不要です。）
      - ※ 選択制の対象となる福祉用具は検討・提案に当たって「医学的所見の取得」が必要となります。「医学的所見の取得」には次のものが該当します。
        - 主治医意見書、診療情報提供書等  
「確認日」、「医療機関名」、「医師名」を記載してください。
        - サービス担当者会議、カンファレンス等  
「開催日」、「出席者職名（ケアマネージャー、販売事業者等）」を記載してください。
      - スロープの設置場所（スロープを購入する場合）

② 領収証（原本）

③ 請求書（コピー）

④ 購入した特定（介護予防）福祉用具の概要が記載されたパンフレット等又はそのコピー

- ◎ パンフレット等は商品名、品番（型番）等が記載されている、商品を持定できるもの
- ◎ 排泄予測支援機器の場合は、医学的な所見を確認した書類、排泄予測支援機器確認調書も提出してください。
  - ◆ 医学的な所見を確認した書類  
「医師に確認した日付」「医師に確認した方法」「医師の氏名」「利用者の膀胱機能を踏まえた排泄予測支援機器の必要性」が確認できる次のいずれかを提出してください。提出書類はコピーで構いません。
    - 介護認定審査における主治医の意見書
    - サービス担当者会議等の記録本文中に記載してある医師の所見
    - 個別に取得した医師の診断書（様式は任意）

⑤ 委任状

◎ 償還払いを利用する場合で、申し込み口座が本人名義でない場合のみ必要



#### 支給審査・支給決定、支給

市は提出された書類を審査し、支給決定されたものについて負担割合に応じた額を支給します。  
支給決定された福祉用具購入費は、支給申請を受け付けた翌月月末に支給します。  
支給決定は、「介護保険給付費支給（不支給）決定通知書（居宅介護（介護予防）福祉用具購入費）」により通知します。この通知に領収書（原本）を同封し、申請者に郵送します。

#### 7. 同一品目の購入について

原則として、同じ品目は1つしか購入できません。

ただし、使用目的が異なる場合は、給付対象になります。

例：入浴用いすと浴槽用手すり

次のいずれかに該当する場合は、同一品目であっても再購入が認められる場合があります。

支給申請を行う場合は必ず購入前に御問合せください。

##### ◎ 破損した場合

◆ 既に購入した福祉用具が破損又は故障し、部品交換で修理可能な場合は、部品のみの再購入が可能です。

##### ◎ 被保険者の介護の必要の程度が著しく高くなった場合

##### ◎ その他特別な事情がある場合